

関西福祉大学 学生課外活動指導者の指導費等の支払い要領等 に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、関西福祉大学教育後援会（以下、「本会」という。）予算のうち、教育振興費の執行による学生課外活動指導者に対する指導費等の支払要領等について必要な事項を定める。

(指導費等)

第2条 指導費等は次のとおりとする。

- (1) 年間指導費（学内における恒常的な指導に係る指導費）
- (2) 学外指導費（学外において実施される試合等の同行・指導に係る指導費）
- (3) 上記（2）に係る旅費・宿泊料

(支給基準)

第3条 支給基準は次表による。

なお、恒常的な練習場所が大学の敷地外、学外施設等である場合の指導は、学内指導として扱う。

(1) 年間指導費 (単位 円)

金額（年額）	支払要件（一カ月あたりの平均指導回数）
60,000	5回未満
150,000	5回～11回
200,000	12回以上

(2) 学外指導費等 (単位 円)

区分	日帰	宿泊	備考
学外指導費	2,000	3,000/1日	
旅費	実費 (赤穂市内は1,000)	実費	1 合理的な旅程 経済路線利用に留意のこと 2 車輛移動の場合 なお、ガソリン代は大学基準に準ずる 車輛移動に伴う駐車料金は実費
宿泊料		10,000/1日	

2 指導者が本学の常勤の教職員である場合については、次のとおりとする。

(1) 年間指導費

原則として支給しない。

但し、教育後援会長が特に必要と認める場合については、表中の金額の1/3の額を基準として支給することができる。

(2) 学外指導費等

関西福祉大学出張旅費支給基準を準用する。

「学外指導費」は「(出張) 日当」と読み替える。

(手続き)

第4条 支給に係る手続き等は次のとおりとする。

(1) 年間指導費

関西福祉大学学生支援課（以後、「学生支援課」という。）が四半期に1回、各課外活動団体から指導受け回数の報告を受ける。

3月中旬を目途に、学生支援課において指導実績を集約・確認し、教育後援会長の決裁を受けて支給する。

(2) 学外指導費等

指導者が、「学生課外活動指導者出張計画書」を学生支援課に提出する。

当該出張後、できるだけ速やかに「学生課外活動学外指導出張報告・旅費精算書」を提出する。

支給はその都度行うこととする。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、委員会に出席した委員の過半数の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から改定施行する。

この規程は、平成18年10月28日から改定施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から改定施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から改定施行する。